

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

第七条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは知的障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く)において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業又は就労継続支援 B 型の事業を行う場合におけるこれらの施設の利用については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項(第五十五条、第七十条において準用する場合を含む)、第五十八条第一項又は第七十四条第一項(第八十八条において準用する場合を含む)に規定する多目的室を設けないことができる。

第八条 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)の事業、自立訓練(生活訓練)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型の事業又は就労継続支援 B 型の事業を行う場合において、施行日において現に存する分場(整備省令による改正前の身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号)第五十一条第一項並びに旧知的障害者授産施設最低基準第二十三条第二項及び第四十七条第二項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く)を生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所又は就労継続支援 B 型事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」といふ)として設置する場合は、当分の間、第四十一条第二項及び第三項(これらの規定を第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む)並びに第七十六条第二項及び第三項(これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む)の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員(サービス管理責任者を除く)のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

○厚生労働省令第七十五号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第八十条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を次のように定める。
平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」といふ。(第八十条第一項の規定による地域活動支援センター)の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。(基本方針)

第二条 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を助け、創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者(以下、「利用者等」といふ)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ)、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第三条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めおかなければならない。

- 一 施設の利用及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容及び利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第四条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それを定期的に職員に周知しなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

第六条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 前条に規定するサービスの提供の記録
- 二 第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第七条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第八条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- 二 便所
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 創作的活動又は生産活動の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
 - 二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

- 第九条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - 一 施設長 一
 - 二 指導員 二以上